

社団法人 日本雑誌協会

社団法人 日本書籍出版協会

平成16年8月16日付、貴庁よりいただいた上記意見募集の件につき、以下、当協会の意見をまとめましたので、ご査収ください。

○意見

著作権等管理事業法、第13条第2項において、使用料規定に関して、著作権等管理事業者の利用者またはその団体からの事前の意見の聴取を規定し、さらに同第23条第2項においては、同条第1項において規定される指定著作権等管理事業者の関わる当該利用区分における利用者代表との使用料規定に関する協議が規定されている。

上記第13条第2項における著作権等管理事業者の「意見の聴取」については、聴取にとどまるものの、指定著作権等管理事業者については、同第23条第4項以下において協議の成立、つまりは両者の合意を前提とする規定を設け、さらに同第24条において、協議が成立しなかった場合は、「文化庁長官による裁定」を申請することで裁定が出ることが規定されているが、この裁定も文化審議会に諮問することが義務付けられている。

そもそも、著作権者から権利を預かる著作権等管理事業者とそれを利用しようとする個人または利用者を代表する団体とは、経済的な利害が必ずしも一致するとは限らない。多くの場合利用する側は、限りなく安価な使用料を求めてくる。

この利害の一致しない問題の解決のために文化審議会に諮問することを条件とする「文化庁長官の裁定」という手続きを設けていることについては、“迅速な手続き”という部分を考慮すると最良の方法とは思えない。

実例が無いため一概に言うことは出来ないが、この方法では、審議会の決定を受けるまでの手続等に時間がかかり短期間での裁定は難しいと思われる。このことは、著作権等の管理事業ビジネスに新規に参入するにあたって、自己の関係する利用区分の著作権者がある程度まとめあげ、指定管理事業者になるべく参入しようとした場合、あるいは図らずも指定管理事業者になってしまう場合、当該事業者らの実質的な自由参加の障害になるのではないかと。また、利用者にとっても裁定が出るまで不安定な状況が続く事となる。したがって、裁定を行うにしても迅速性を考慮した形への法制度の改善、または法運用上の改善を希望するものである。

以上